



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースター（第 105 回）をお届けいたします。

本ニュースターについて、[ニュースターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2024 年 4 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

## 今月の主要トピック：

### 非正規雇用に関する改正点（労働法）

労使関係に関する「法の抜け穴」を塞ぐことを目的としたフェアワーク改正法案の第 2 弾が 2024 年 2 月 12 日に両議院で可決され、2 月 26 日に裁可（royal assent）を受けました。改正法の第 2 弾は様々な改正を含んでいますが、なかでもカジユアル従業員（以下「非正規社員」といいます。）に関する改正は、現地採用従業員として非正規社員を雇用している日系企業として知っておくべき重要な改正内容となっています。

今回の改正法に基づく非正規雇用に関する改正内容は、改正法が裁可を受けてから 6 か月後、すなわち 2024 年 8 月 26 日に施行されることになっています。非正規雇用について新しい定義が導入され、「期間の定めのない継続的な業務に関する確約（firm advance commitment to continuing and indefinite work）」があるかどうか大きなポイントで、このような確約がないことが非正規雇用とされるための重要な要件になります。また、非正規雇用に関する説明文書（CEIS）に関連する雇用主の義務が追加され、さらに非正規社員が一定期間以上勤務した場合の正社員への転換について従業員による選択制が採用されるなど、改正法には様々な変更点が含まれています。

本稿ではその概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

Japan Practice  
紹介サイト



## その他の注目のトピック

### 外資による対豪投資の状況（外資投資）

財務省が公表した最新の対豪投資に関する四半期報告書によると、過去 2 年間の会計年度において、アメリカからの直接投資が最も多く、次いでカナダ、シンガポール、日本の順となっていますが、直近のデータである 2023 年 7 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日までの期間（2023/24 年第 1 四半期）では、アメリカに次いでフランスからの投資が多くなっています。また、2023/24 年第 1 四半期における業界別の投資額では、鉱物資源探鉱・開発が最も多く、その次にサービス業、商業用不動産、製造・電力ガスの順となりました。

また、2023/24 年第 1 四半期において、283 件の投資案件のうち 108 件は条件付きで承認され、175 件は条件なしで承認されました。金額ベースでは、当該期間に承認された投資案件の 82% が条件付きとなっています。また、承認期間の中央値は 37 日であり、これは 2022-2023 年の中央値 41 日から短縮し、承認された投資案件の 75% は 60 日以内に手続きが処理され、そのうち 40% は 30 日以内でした。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

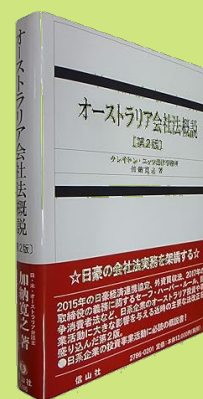
### 石油資源利用税に関する法改正（資源・エネルギー）

政府は、石油資源利用税（PRRT）に関する法改正により租税回避を防ぎ、LNG 事業者の PRRT 支払い時期の前倒しを意図していますが、改正の一つに、ガス移転価格（gas transfer price）の算定方法が含まれます。

現行の規制では、ガス移転価格の算定方法の一つ（Residual pricing method）を適用する場合に、液化加工等のトーリングにかかる費用（commercial tolling fee）の詳細情報（設備の建設コストなど）が必要となるため、液化加工事業者としてはこのようなセンシティブな情報を競合相手となりうるユーザーに開示することは現実的ではないとの課題がありました。今回の法改正によって、このような情報がなくてもガス移転価格を算出することが可能となります。ただし、液化加工事業に関するコマーシャル上の観点（各当事者の役割、資産の保有者、リスク分配、関連する契約の条件など）から適正価格（arm's length）を設定することが求められるようになり、このような考慮事項を文書化するにあたって専門家の起用が必要となりうるなど、かえって負担が増加する可能性も指摘されています。その他、Shell と ATO の裁判で議論されたように、探査（Exploration）の再定義などの変更点も法改正には含まれますので、今後も改正法に関する動向を注視していく必要があります。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## オーストラリア会社法概説 〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

## 外資による脱炭素関連事業への投資について（エネルギー）

昨今のインフレ圧力や高金利に伴う企業の借入コストの増加という課題に直面しつつも、政府は排出量削減目標の達成に向けて脱炭素関連事業への民間投資を奨励しており、エネルギー転換を加速すべく、外資を呼び込むための投資環境づくりが進められています。

外資による大規模な再エネ投資の事例として、洋上風力では Copenhagen Infrastructure Partners が投資を決定し、続いてオーストラリアの年金ファンド（CBUS）とノルウェーの石油会社（Equinor）も参画しました。また、CBUS は欧州の投資家である DIF Capital Partners と西オーストラリア州政府所有エネルギー事業者である Synergy とともにジョイントベンチャー（Bright Energy Investment）を組成して風力発電や太陽光発電プロジェクトに参画するなど、政府と民間資本の緊密な連携による再エネ案件も増えています。

また、2023 年 12 月にグリーンボンドに関する枠組みが発表され、さらに 2024 年 7 月からは気候変動関連の情報開示の義務化が始まるなど、これらに先進的に取り組んでいる欧州の水準に合わせるようにオーストラリアの規制当局の対応も加速しています。カナダの Brookfield による Origin の買収案は株主に否決されたものの、ACCC が Brookfield の買収により再エネ発電の普及が加速するとして承認したことからも、規制当局はエネルギー転換に積極的な姿勢をとっています。

本稿ではこれらの概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)と[レポート](#)はこちら。

## 同一労働・同一賃金の導入について（労働法）

労使関係に関する「法の抜け穴」を塞ぐことを目的としたフェアワーク改正法案の第 1 弾では、2023 年 12 月 15 日より派遣労働者の雇用に関する規制が施行され、政府は通常の労働者と派遣労働者との間の賃金格差を是正することを目指し、同一労働・同一賃金（same job, same pay）が導入されました。これにより、少なくとも労使協定（またはそれと同等のもの）に基づいた賃金と同じ賃金を派遣労働者に支払うよう命じることをフェアワーク委員会（FWC）に申立てることができ、FWC による命令については 2024 年 11 月 1 日から効力が発効することになっています。

ただし、同一賃金を支払わないことが公正かつ合理的である場合には適用されず、たとえば、単なる労働力の提供を目的としたものではなく専門家によるエキスパート業務を提供するためのサービス契約などは除外されます。その他、従業員が研修で働いている・受入れ先の従業員数が 15 名未満である・労働期間が 3 か月以内である場合なども、同一労働・同一賃金の規制は適用されません。最近の Opal の訴訟でも見られたように、同一労働・同一賃金に関する紛争がビジネスに与える影響は大きく、訴訟費用も高額なものとなりますので、適切に対応することが重要となります。

本稿ではその概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## 最近行われたセミナー

### 4th Asia-based International Financial Law Conference（2023年3月29日～31日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

### 豪州 M&A 取引実務セミナー（2022年11月8日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の内容（1 時間の録画ビデオ）は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

## 最近の出版物等

### Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所の Energy Transition Guide が公表されています。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

### 『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021 年 1 月 1 日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われましたが、2024 年の 1 月 1 日より投資承認申請にかかる金額基準が更に変更されたことを受け、本稿における「外国投資」の章を[アップデート](#)しています。

## 『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕(2019)

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。



## 連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹  
メール：[syamaura@claytonutz.com](mailto:syamaura@claytonutz.com)



ロイヤー 須川佑妃  
メール：[ysugawa@claytonutz.com](mailto:ysugawa@claytonutz.com)



外国法資格実務家 小滝博行  
（日本法弁護士・日本から出向中）  
メール：[hkotaki@claytonutz.com](mailto:hkotaki@claytonutz.com)



外国法資格実務家 小川美月  
（日本法弁護士・日本から出向中）  
メール：[mogawa@claytonutz.com](mailto:mogawa@claytonutz.com)



パラリーガル 曾我修平  
メール：[ssoga@claytonutz.com](mailto:ssoga@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
大竹佳代子  
メール：[kotake@claytonutz.com](mailto:kotake@claytonutz.com)